

## 上牧町ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上牧町有料広告掲載基準に基づき、上牧町が作成する上牧町ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の要件)

第2条 ホームページに掲載する広告は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する恐れのないものであること。
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、風俗営業に関するもの及びこれらに類するものでないこと。
- (3) その他ホームページに掲載することが適当であること。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載する広告はバナー広告とし、縦60ピクセル×横120ピクセルとしデータ容量15KB以内とする。
- (2) ファイル形式は、GIF（アニメーション不可）、JPEG 又は PNG とする。
- 2 広告の掲載位置及び掲載順序は、ホームページ主管課が決定する。
- 3 広告の掲載枠数は、町ホームページの管理運営に支障が生じない範囲で町長が適正と認める数とする。
- 4 広告の掲載期間は、1か月単位とし、複数月掲載することができる。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料は、以下のとおりとする。

掲載期間	掲載料（1か月あたり）
1か月及び2か月	5,000円
3か月以上6か月未満	4,500円
6か月以上9か月未満	4,000円
9か月以上12か月未満	3,750円
12か月	3,500円
13か月以上	3,250円

(広告掲載の申込み)

第5条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は上牧町ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に記録媒体によるバナー画像を添えて、広告の掲載月の前月の20日までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は前項に規定する申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。
- 3 町長は前項の規定による決定をしたときは、上牧町ホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式）又は上牧町ホームページ広告非掲載決定通知書（第3号様式）により、

その結果を申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告掲載の決定を受けた者は、その決定通知日から7日以内に広告掲載料を全額納めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときはこの限りでない。

(広告主の責務)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し等)

第8条 町長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主のホームページが事前に連絡なく閉鎖されたとき。

(2) 広告主のホームページの内容が広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。

(3) その他広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関係する事情により概要広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

(4) 当該広告を掲載することで町ホームページの公共性を害する恐れが生じたとき。

2 町長は前項の取消しにより、広告主に損害が生じても一切責任を負わないものとする。

3 町長は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合、上牧町ホームページ広告掲載取消通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告を掲載することができなくなった場合は、納入済みの広告掲載料のうち掲載できなかった月数に対応する金額を広告主に還付することができる。ただし、掲載できなかった月数が1か月未満の場合は、広告掲載料は還付しない。

2 前項の還付の額には、利子を付さない。

3 第1項の規定による広告掲載料の還付を受けようとする者は、上牧町ホームページ広告掲載料還付請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。